NO. 66（通号 157 号）
平成２５年９月号

メルマガ

くらしのフレッシュ便

相談ファイル

（ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても，個々の契約等の状況などが異なれば，解決内容も違ってきます。）

～職場にかかってくる投資用マンションの勧誘電話～

≪相談内容≫

職場に投資用マンションの勧誘電話が何度もある。仕事中で営業妨害だと言ってもあきらめない。仕方がないので，夜に電話で話を聞く約束をしたが，どのように対応すればよいだろうか？（５０歳代，男性）

≪アドバイス≫

相談者には，同様の事例と宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）の禁止事項の説明をして，はっきり断って，今後，一切相手にしないように助言しました。

投資用マンションの勧誘に関する相談が県内の消費生活相談窓口に寄せられています。

買う気がなければ毅然と「必要ありません」「お断りします」と言ってすぐに電話を切ってください。断った際に「話も聞かず電話を切るのは失礼だ」などと怒鳴られても決して応じないでください。また，しつこいので会って断ろうとしても，業者によっては，会うと強迫により契約させられてしまい，財産被害等が発生する危険性が非常に高まります。買う気がなければ絶対に会わないでください。

断っているのに，再度勧誘することは宅建業法で禁止されています。そのときの具体的な状況や様子（日時，勧誘してきた会社の情報（会社名，会社所在地，宅地建物取引業の免許証番号），担当者名，具体的なやり取り等）を記録するなどして，消費生活相談窓口や県（土木局建築課宅建業グループ）または国土交通省中国地方整備局（建政部　計画・建設産業課　不動産業第一係）に御相談ください。相手が宅地建物取引業の免許業者であれば行政指導も可能です。

生活情報ファイル

刈払機（草刈機）の使い方に注意
－指の切断や目に障害を負う事故も－

暑さが一息ついたら，草刈りしようと思っている方も多いと思います。雑草を刈るため，最近はエンジンやモーターなどで動く刈払機（草刈機）が広く利用されていますが，毎年，けがにつながる事故が発生しています。使用する際は，次の点に注意しましょう。

1　事故を防ぐために，長袖，長ズボンを着用し，保護眼鏡などの保護具を身につけましょう。
2　刈払機（草刈機）には，刈刃によるキックバックや飛散物など機械特有の危険があります。これらを理解し，取扱説明書をよく読み，使用方法や危険性を十分理解して，正しく使用しましょう。また，高所の枝払いなど目的以外で使用することは，やめましょう。
3　刈る草が柔らかい場合や作業場所が構造物周辺の場合は，キックバックが生じないようナイロンカッターの使用を検討しましょう。
4　作業前に，周囲に人がいないことを確認しましょう。作業中の人には近づかないようにしましょう。飛散する危険がある小石や空き缶などの障害物は事前に片付けましょう。
5　作業中，刈刃に草などが絡まったときは，必ずエンジンを停止したり，バッテリーやコンセントを外したりして，不意に刈刃が作動しない状態にしましょう。
6　肩掛けバンドを装着していない状態で転倒した場合は，刈刃が容易に身体に触れ，受傷する危険があります。作業中は，適正な長さに調整した肩掛けバンドを必ず装着しましょう。足場の悪い場所や急傾斜地での作業は，かまなど手工具の使用も検討しましょう。

参考：国民生活センター／http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130704_1.html#gyokai

試してみよう，消費者力！第６回（平成２５年度）

Ｑ　墓地について述べた文のうち，適切なものを選びなさい。

１　土地を買った場合と同じように所有権を持つ。

２　所有権があるので，公序良俗に反しない限り，使用方法は自由である。

３　自分が使わない場合は人に貸したり転売したりできる。

４　管理者に返す時は石碑などを取り除いて元どおりにする。

【第 9 回消費者力検定（平成 24 年度実施）一般コースから】

くらしのまめちしき

～平成２４年度の広島県消費生活相談状況について～

平成２４年度に県及び市町の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談は，２６，８６４件で前年度に比べ，５３５件，率にすると２．０％の減少となりました。このうち，「不当請求・架空請求」に係る相談は３，０８９件で，前年度に比べて４０４件，１１．６％の減少になりました。「不当請求・架空請求」を除く「その他の相談」の商品・役務別では，借家などに係る相談の「不動産貸借」が１，５２７件で最も多く，次いで，金銭の借入れに関する相談「融資サービス」が１，５１９件，インターネットを通じて得られる情報の利用料金などに係る相談である「情報提供サービス」が１，０６４件となっています。前年度最も多かった「融資サービス」は１５．０％の減少となりました。

前年度から最も大きく変動したのは，「健康食品」で，前年度の３８０件から９４７件と，約２．５倍に増加しています。また，住宅リフォーム等の「建築・工事等」も，前年度の５２５件から６９２件に増加しています。

◎消費生活相談件数の状況

	H24 件数	H23 件数	増減数	増減率
相談件数	26,864 件	27,399 件	△535 件	△2.0%
不当請求･架空請求	3,089 件	3,493 件	△404 件	△11.6%
その他の相談	23,775 件	23,906 件	△131 件	△0.5%

◎商品・役務別相談件数（不当・架空請求を除く）

平成２４年度上位５位		H24 件数	H23 件数	増減率
1	不動産貸借	1,527 件	1,646 件	△7.2%
2	融資サービス	1,519 件	1,787 件	△15.0%
3	情報提供サービス	1,064 件	1,087 件	△2.1%
4	健康食品	947 件	380 件	149.2%
5	建築・工事等	692 件	525 件	31.8%

○H24年度相談件数の詳細は県のホームページ（以下のアドレス）に掲載しています
URL= http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/24soudannjyoukyou.html
困ったときは一人で悩まずご相談ください！

○市町消費生活相談窓口 URL= http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/1177480998451.html

「試してみよう，消費者力！第６回」解答と解説⇒墓地を買うことは「使用権を得る」ということであり，「土地を買う」のではない。売ることや貸すこと，墓地以外の目的に使うことはできない。墓地の使用権は子・孫と代々受け継いでいけるが，都合で管理者に返すときは石碑や墓誌などを取り除いて，元どおりにして返す必要がある。（正解－４）

発行元：広島県生活センター　(環境県民局　消費生活課)

〒730-8511　広島市中区基町 10-52　県庁農林庁舎１階　TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX　●●市（町）　●●市役所（町役場）○階　TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は，市町広報紙用原稿として発行していますが，チラシ（A４判）としても使用できます。